

個票23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況

都道府県・市コード

1) 審査会

平成22年6月1ヶ月間「退院請求」事務等

区分	平成22年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成22年6月1ヶ月間「処遇改善請求」事務等

区分	平成22年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成22年度「精神医療審査会」の構成

合議体数	委員総数			
	計	うち 精神障害者の医療に関する学識経験を有するもの	うち 法律に関する学識経験を有するもの	うち その他の学識経験を有するもの

2) 措置入院

① 27条2項に基づく措置入院

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間を計上。  
【年度内に診察した件数】

措置診察の実施		措置入院のための移送の実施	措置診察の結果		
1次診察のみ (h)	2次診察まで (i)		措置入院 (j)	措置以外入院 (k)	入院以外の処遇 (m)

「措置診察の結果」の「措置入院(j)」「措置以外入院(k)」「入院以外の処遇(m)」の計は、「措置診察の実施」の「1次診察のみ(h)」「2次診察まで(i)」の計に一致する。(j)+(k)+(m)=(h)+(i)。

第29条の2第1項に基づく移送を行った人数を計上。

② 行動制限

※平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間を計上。  
【第29条の2の2第3項に基づく行動制限を行った人数を計上】

23条	24条	25条	25条の2	26条	26条の2	26条の3	27条2項

3) 医療保護入院および応急入院のための移送 (第34条)

指定医の診察		
事前調査件数	移送の実施	行動制限

平成21年4月1日から平成22年3月末までの1年間を計上する。

第34条に基づく移送を行った人数を計上。

第34条4項に基づく行動制限を行った人数を計上。

4) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成22年3月末現在で手帳を所持している者の数を記入。

1級	2級	3級

5) 精神障害者社会適応訓練事業

平成22年6月30日現在

協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数

登録されている協力事業所の総数を記入。

平成21年度

新規利用者数	利用修了者数	利用修了者の状況 ※重複する場合は、主たる状況を優先する。										
		常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明	

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神科ショートケア、デイケア、ナイトケア、デイ・ナイトケア、保健所デイケア等。

※「利用修了者の状況」の常用雇用～不明の計と「利用修了者数」が同数となるよう記入すること。

個票24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

都道府県・市コード

平成22年6月1ヵ月分(30日間)の状況を記入。【1級～3級のいずれかの交付者について記入。】  
 ※年金証書の写しにより交付したものについては、「年金証書分」として別記する。

疾患名	総数	年齢階級別交付者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症		※「F0 症状性を含む器質性精神障害」の内訳は記入する必要はありません。											
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月1ヶ月分の、交付者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

年金証書分

「年金証書分」は上記総数・合計欄に加算しないこと。

表1. 調査票の新旧対照表(21年度→22年度)

平成21年度個票等名		平成22年度個票等名の変更点	
総括表	提出書類件数報告	総括表	変更なし
個票1	精神科病院の施設・従事者の状況	個票1	変更なし
個票2	各精神病棟の状況	個票2	変更なし
個票3	各精神病棟の状況(個票2の続き)	個表3	変更なし
個票4	各精神病棟の状況(個票3の続き)	個表4	変更なし
個票5	認知症病棟の状況	個票5	認知症治療病棟の状況
個票6	応急入院患者の状況	個票6	変更なし
個票7	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	個票7	変更なし
個票8	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票8	変更なし
個票9	精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	個票9	変更なし
個票10	精神科病院在院患者の処遇	個票10	変更なし
個票11	精神科病院在院患者の状況	個票11	変更なし
個票12	在院期間・年齢別の在院患者数	個票12	変更なし
個票13	精神科病院の外来・入院状況	個票13	変更なし
個票14	精神科病院平成20年6月入院患者の状況	個票14	精神科病院平成21年6月入院患者の状況
個票15	平成21年6月1日残留患者の状況	個票15	平成22年6月1日残留患者の状況
個票16	平成21年6月退院患者の状況	個票16	平成22年6月退院患者の状況
個票17	精神科診療所等の状況	個票17	変更なし
個票18	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	個票18	変更なし
個票19	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票19	変更なし
個票20	精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	個票20	変更なし
個票21	精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】	個表21	変更なし
個票22	精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】	個表22	変更なし
個票23	精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	個表23	変更なし
個票24	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	個表24	変更なし
コード表	精神科病院		→ 変更なし
	精神科診療所等		→ 変更なし
	個票21及び22にかかるコード		→ 変更なし

表2. 変更した主な用語(21年度→22年度)

用語	平成21年度	平成22年度
認知症病棟		→ 認知症治療病棟

表3. 平成22年度調査項目の主な変更点

<p>個票1 精神科病院の施設・従事者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [病院区分③]の選択肢を変更し、詳細な注釈を付記した。</li> </ul>
<p>個票2～4 各精神病棟の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [②入院料等の届出]の選択肢に、「13対1 入院基本料」及び「特定機能病院入院基本料(13対1)」を追加した。</li> </ul>

## 都道府県・指定都市コード表

別添 3

1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県			
48 札幌市	49 仙台市	50 さいたま市	51 千葉市	52 横浜市	53 川崎市	54 相模原市	55 新潟市	56 静岡市	57 浜松市
58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市	61 堺市	62 神戸市	63 岡山市	64 広島市	65 北九州市	66 福岡市	

医療機関等コード表に関する留意事項  
(平成 22 年度 6 月 30 日調査)

1. 指定の記入様式を用いること。
2. 「精神科病院」「精神科診療所等」「個票 21 及び 22 にかかるコード」それぞれの一覧において、コード番号はすべて“1”からの連番で記載すること。
3. 新規の医療機関等は末尾に追加すること。また医療機関等が廃止となった場合、それまでのコード番号は欠番とすること。
4. 新規開設、廃止、欠番、統合、運営主体変更、医療機関等名変更など、状況の変化を記載すること。

<記入例>

● 「精神科病院」一覧

精神科病院

都道府県・市コード番号	H22年コード番号 ※1から通し番号で記載。	病院名 ※大学病院は大学名から記載(〇〇大学△△△附属□□□病院など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※独立行政法人の病院は「独法〇〇病院」などと記載。 ※地方独立行政法人の病院は「地方独法〇〇病院」などと記載。 ※法人病院は、法人名(〇〇法人△△△会など)を病院名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の病院を有する場合のみ、病院名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および病院名が変更の場合は変更前の病院名も「旧△△△病院」などと記載。
		<b>“1”から連番で</b>	<b>医療機関等名変更の場合、昨年度の医療機関等名を記入</b>
67	1	赤田大学医学部付属赤田病院	
67	2	黒田厚生病院	病院名変更 旧黒田更正病院
67	3	白木市立白木病院	
67	4		欠番 旧赤田病院
67	5	緑川病院	
67	6	青島病院	
67	7	黒木病院	新規
		<b>新規開設の場合、末尾に追加し、新規と記入</b>	<b>昨年度以前に廃止され欠番になったコードは、そのまま欠番</b>

● 「精神科診療所等」一覧

精神科診療所等

都道府県・市コード番号	H22年コード番号 ※1から通し番号で記載。	診療所(病院)名 ※大学の診療所(病院)は大学名から記載(〇〇大学△△△附属□□□診療所など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他の公立の診療所、「〇〇組合△△△診療所」などと記載。 ※法人診療所(〇〇法人△△△会など)を診療所(病院)名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の診療所(病院)を有する場合のみ、診療所(病院)名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および診療所(病院)名が変更の場合は変更前の診療所(病院)名も「旧△△△診療所」などと記載。
		<b>“1”から連番で</b>	<b>新たに廃止された場合、昨年度のコードを欠番に</b>
67	1	一の蔵診療所	
67	2	二宮メンタルクリニック	
67	3		廃止 旧三日市診療所
67	4	四谷診療所	
67	5	五木市立五木診療所	
67	6	六本木メンタルクリニック	
67	7	七川医院	新規
		<b>新規開設の場合、末尾に追加し、「新規」と記入</b>	

● 「個票 21 および 22 にかかるコード」 一覧

個票21及び22にかかるコード

都道府県・市コード番号	H22年コード番号 ※1から通し番号で記載。	事業種別 ※該当する番号を記入 1.入所系 2.通所系	施設・事業所等名 ※大学の施設・事業所等は大学名から記載(〇〇大学△△△附属□□□など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他(〇〇市、〇〇町、〇〇村など)を施設・事業所等名に記載する場合は、都道府県・市の名称の施設・事業所等を有する場合のみ、施設・事業所等名に続けて括弧書きで法人名を記載。 <b>事業種別番号は必ずしも若い順でなくて良い</b>	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および施設・事業所等名が変更の場合は変更前の施設・事業所等名も「旧△△△△△」と記載。
67	1	1	グループホームあさがお	
67	2	1	入所授産施設おれんじ山	
67	3	2	就労サポートさくらんぼ	
67	4	2	いちご坂ウッド工房	施設名変更 旧木工ハウス苺坂
67	5	1	梅崎市立医療・療育センター	
67	6	2	ベーカリーあんずの実	新規
67	7	2	通所授産施設りんごの木	新規

「1」から連番で

事業種別番号は必ずしも若い順でなくて良い

新規開設の場合、末尾に追加し、「新規」と記入









## 平成 22 年度 6 月 30 日調査 電子調査票利用案内【精神科病院のみ】

本調査では昨年度より、一部の個票について電子調査票を供用しております。電子調査票を利用できる個票は 1～16 で、精神科病院が対象となります。その他の医療機関等（個票 17～24）は現在のところ対象外です。

電子調査票により、データ入力とエラーチェックが容易になり、事後の照会・訂正作業の大幅な減少が期待されますが、当分は従来通りの個票様式への直接記入も可能とします。

調査依頼・個票様式の配布、個票の回収は、精神科病院を含め、調査対象となる医療機関等に対して例年通り行っていただきますが、精神科病院への依頼については、電子調査票を利用できる旨と利用方法（下記）を、合わせて周知していただくようお願いします。

### 電子調査票の入手（ダウンロード）

平成 22 年度 630 調査電子調査票は、下記のホームページからダウンロードして入手します。詳細はダウンロード画面の記載事項に従ってください。不正アクセス防止のため、ID、パスワードの入力画面が現れますので、下記をご入力ください。

供用開始後、著しい不具合が発見・報告された場合、状況や対処方法などについて利用者への速やかな連絡が必要なため、電子調査票の利用にはダウンロードページ上での利用者登録が必要です。

ダウンロードページアドレス：<https://enq1.dstyleweb.com/orca/38244480>

ID：\*\*\*\* パスワード：\*\*\*\*\*

### 電子調査票供用開始日

電子調査票のダウンロードは、平成 22 年 8 月 2 日(月)より可能となる予定です。

### 報告の方法

報告の際は、電子調査票で所定の操作により A4 用紙に印刷した記入済み個票を、都道府県・指定都市に送付してください。なお今年度から、所定の操作でデータをエクスポートした Excel ファイル（個票様式に数値等が入力されたもの）でも提出できます。

### 電子調査票に関する問い合わせ

電子調査票の作成・運用管理・問い合わせ対応は、(株)山手情報処理センターに業務委託しています。利用に関するお問い合わせ、および不具合のご指摘は、下記へ電子メールまたは FAX にてご連絡ください。確認後、担当者より連絡いたします。

株式会社山手情報処理センター 担当：\*\*\*\*

電子メール：\*\*\*\*\* FAX：\*\*\*\*\*

※この電子調査票は、(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部が、厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）によって作成したものです。作成者の了解を得ずに改変、加工、配布することはご遠慮ください。

---

## 精神保健福祉資料

平成 22 年度 6 月 30 日調査の概要

発 行 者 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

発 行 所 (独) 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所精神保健計画研究部

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

TEL : 042-341-2711 (代) FAX : 042-346-1950

---

No.021/N

**PLUS Stationery Corporation**  
MADE IN CHINA

---

---

---

---